

令和5年度 入園料・保育料の補助限度額表

世帯の区分		補助限度額（円）		
		在園する幼児の区分		
		第1子	第2子	第3子 以降
A	生活保護法の規定による支援給付受給世帯	308,000	308,000	308,000
B	A階層を除き、当該年度に納付すべき市町村民税が非課税の世帯	ひとり親世帯等	308,000	308,000
		ひとり親世帯等以外の世帯	272,000	308,000
C	A及びB階層を除き、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税の世帯	ひとり親世帯等	308,000	308,000
		ひとり親世帯等以外の世帯	272,000	308,000
D	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割の額が77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等	272,000	308,000
		ひとり親世帯等以外の世帯	187,200	247,000
E	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割の額が211,200円以下の世帯	62,200	185,000	308,000
F	AからEまでのいずれにも該当しない世帯	-	154,000	308,000

- 補助限度額を算定するための多子計算について、D階層以下の世帯は、生計を一にしている兄又は姉の数を算入し、E階層以上の世帯については、小学校3年生までの兄及び姉の数を算入します。
- この表における「ひとり親世帯等」とは、保護者又は保護者と生計を一にする同居者に、次のいずれかに該当する者がいる世帯です。
 - 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に幼児を扶養しているもの
 - 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、都道府県知事若しくは地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項に規定する特別児童扶養手当の支給対象者に監護又は養育されている障害児
 - 国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金の受給者
 - 前各号に掲げるもののほか、第1号に掲げる者に準ずる程度に困窮していると市長が認めるもの
- この表における所得割の額を計算する場合において、母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に幼児を扶養しているものについては、それぞれ地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなします。
- 世帯の区分の認定は、当該幼児の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に幼児を扶養しているもののうち、当該幼児の扶養義務者の全てについてその市町村民税の課税の有無等により行い、当該幼児の扶養義務者の全てについてその市町村民税の所得割課税額を合算して行います
- 保護者が実際に支払った入園料及び保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該合計額を限度とします。
- 年度途中に入退園された場合は、在園期間に応じて、月割りでの支給となります。